

休眠預金による助成金と国等からの補助金の重複受領について

- 休眠預金等活用法においては、休眠預金による資金は、「国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的」（法 16 条 1 項）に活用することとされています。
- この趣旨から、休眠預金等活用事業の公募要領においては、国等¹から補助金²を受けていない事業の中から助成対象事業を選定する旨を規定しております。また、資金提供契約においても、公募要領に従う旨を規定しております。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響が長引く中で、孤独・孤立対策をはじめ、NPO 等に対する国等からの支援が拡充されています。
- このため、休眠預金を活用した助成金と国等からの補助金が共に適切に活用され、同一事業で両者が重複して用いられることがないようにする必要があります。
- 以下、国等からの補助金の受領の考え方を整理しておりますので、ご注意ください。また、その受領について申告いただくことといたしますので、ご協力のほどよろしく申し上げます（詳細は「2. 補助金の申請・受領に関する申告」参照）。

¹ 国のほか、地方公共団体を含みます。

² 補助金のほか、給付金や貸付金などの支援を含みます。

1. 休眠預金による助成金と国等からの補助金の整理

(1) 補助金の目的・趣旨から利用可能なもの

次のような補助金は、その目的や趣旨が休眠預金等活用事業のものとは異なり、休眠預金による助成金との重複が生じないことから、休眠預金等活用事業の実施団体が、これらを受領していただいても問題ありません。

- ① 休眠預金等活用事業への使用を主目的としない設備・備品・役務などで直接事業費以外の経費への支援
例： IT 導入補助金、人材開発支援助成金 等

- ② 自然災害や疫病発生時などにおいて団体の維持・存続を目的とする支援
例： 持続化給付金、家賃支援給付金、各種災害復旧事業 等

(2) 事業の範囲が異なれば利用可能なもの

休眠預金等活用事業と国等からの補助金を使用する補助事業の範囲が異なる場合には、補助金を受領していただいても問題ありません。

※事業の範囲が同じで、補助金を受け取ってしまった場合

休眠預金等活用事業と補助事業の範囲が同じ場合、助成団体が両事業の整理を行います。両事業の整理が可能な場合、補助金を受領し

ていただいても差支えありません。具体的な例は、次ページのとおりです。

この場合、両事業の整理に伴い、休眠預金等活用事業の助成金については、補助事業の事業費相当額の余剰が生じることになります。その際には、

- ・ 休眠預金等活用事業の事業計画の変更により事業の一部を拡大する
- ・ 事業が完了した段階で精算し余剰となった助成金を返金するなど、柔軟な対応を行うことにします。

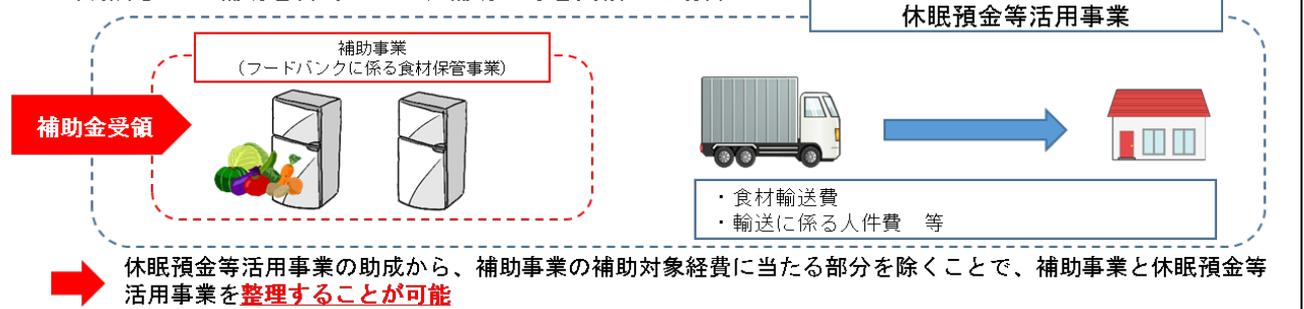
(例) 例えば、4 ページの例 2 において、拠点 C を補助金事業に整理したことに伴い、事業計画を変更し、余剰助成金の活用により、新たに拠点 D をつくって事業を展開。

【イメージ例】

事業プロセス別に両事業を整理するケース（実行団体）

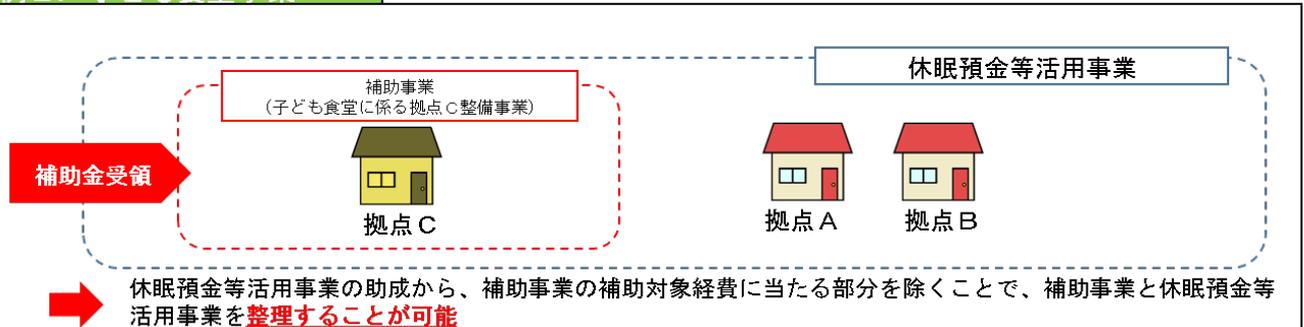
例 1. フードバンク事業

■ 「冷蔵庫」への補助を目的として、補助金等を受領した場合



事業の拠点別に両事業を整理するケース（実行団体）

例 2. 子ども食堂事業

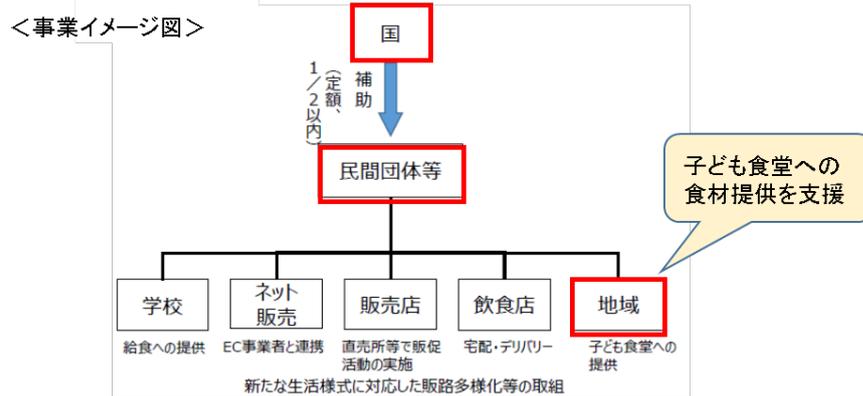


事業プロセス別に両事業を整理するケース（資金分配団体・実行団体）

例3. 国産農林水産物等の販路開拓事業

■新型コロナウイルス感染症拡大の影響で販路を失った農林漁業者、加工業者等の新たな生活様式に対応した販売促進・販路の多様化等の取組について、食材費、送料、広告宣伝費等を民間団体を通じて支援

➡ 例1のような事業であれば、補助事業と休眠預金等活用事業を整理することが可能



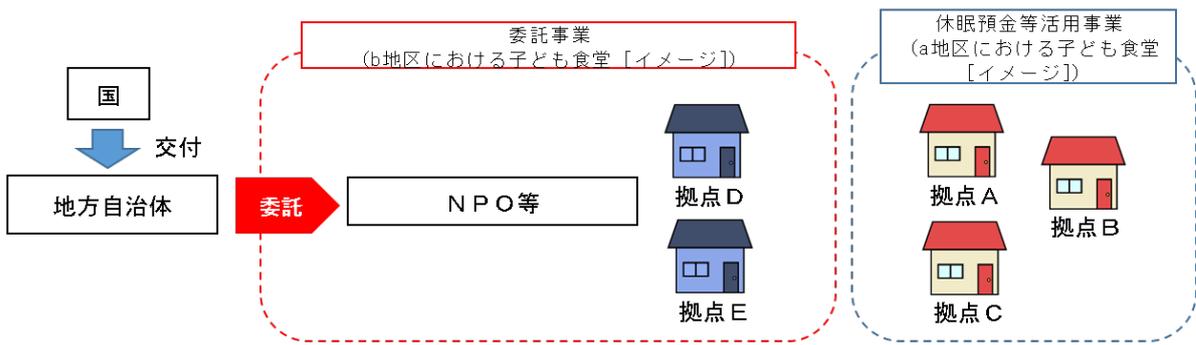
地方自治体からの委託のケース（実行団体）

例4. 子どもの居場所づくり事業

■子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくりなどをNPO等に委託し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業。地方自治体を通じて支援。

➡ 一般的には、委託事業と休眠預金等活用事業は、整理することが可能。

※委託とは、国又は地方自治体が行うべき事務・事業等を民間団体等に行わせるものであり、民間団体の発意により民間団体が行う休眠預金等活用事業とは、本来、重複しないと考えられるが、重複する可能性は排除できないため、相談いただくこととする。



整理が困難なケース（実行団体）

例5. 自殺防止対策事業

■ 自殺防止対策のための電話相談に、通信運搬費、備品費、光熱水料等を補助金等として受領した場合

補助金受領

・電話相談のための通信運搬費、備品費、光熱水料等

休眠預金等活用事業



事業範囲が同一であり、補助事業と休眠預金等活用事業を整理することが困難

※ 例5のように、休眠預金等活用事業と補助事業の範囲の整理が、どうしても不可能な場合には、補助金の返還又は休眠預金の助成金の返還を行っていただくことになります。

2. 補助金の申請・受領に関する申告・相談について

国等からの補助金の申請・交付の状況については、進捗報告や年度末報告等のタイミングでもJANPIAにて資金分配団体のみなさまへの確認をさせていただきます。

また、補助金の申請・受領についての申告が必要となった場合にはJANPIAの担当POにお申し出ください。

休眠預金等活用事業を実施する中での国等からの補助金の取り扱いに関して、「この補助金の受領は可能なのか」、「既に受領してしまったがどう対応すればよいか」など、お問い合わせ・ご相談がございましたら、JANPIA 総務部 担当 金子（03-5511-2027）までお問合せください。

以上よろしくお願ひします。